

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策

「新事業展開・技術開発支援事業補助金」のご案内

市内事業者が行う新たな技術開発を推進するための補助金制度を平成30年7月に創設しました。研究機関等と連携して実施する「新事業展開」、「新技術」、「新商品開発」、「生産工程の合理化」、「高付加価値化」のための研究開発や、研究開発を目的に行う依頼試験等に要した経費の一部に対し、補助金を交付します。

◆対象事業者等

- ・瀬戸市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ
- ・グループの場合は、そのうちの3分の2以上の中小企業者が瀬戸市内に事業所を有すること。
- ・市税を滞納していないこと

◆対象となる研究機関

- ・大学、短期大学、高等専門学校の研究機関
- ・産業技術総合研究所中部センター、一般財団法人ファインセラミックスセンター等の研究機関
- ・公設の試験研究機関（あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 瀬戸窯業試験場 等）

◆対象経費

当該年度中に研究機関等に支払う経費のうち、次の各号に掲げる経費

- (1) 共同研究費（研究機関等との共同研究に要する経費）
- (2) 委託研究費（研究機関等との委託研究に要する経費）
- (3) 技術コンサルティング費（研究者等による技術アドバイスに要する経費）
- (4) 材料や製品の分析、測定等を行う依頼試験に要した手数料

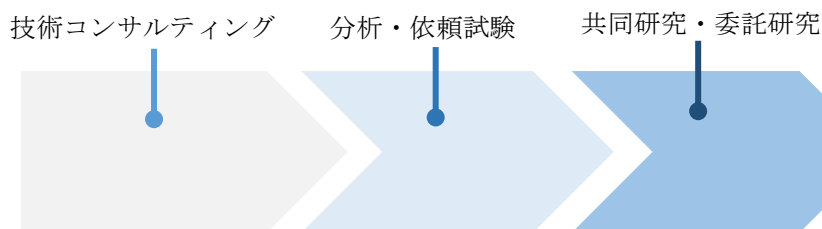
※当該年度中に研究機関等に支払う経費の合計額が1万円以上の場合が対象となります。

※同一補助対象事業を複数年継続して行う場合は、3年間を限度に継続可能とします。

※国・県・その他の機関から同様の趣旨の補助金を受けていない事業に限ります。

<連携のイメージ>

「共同研究・委託研究」の前段階となる「技術コンサルティング」と「依頼試験」に要する経費を対象経費に加えしました。



◆補助金額

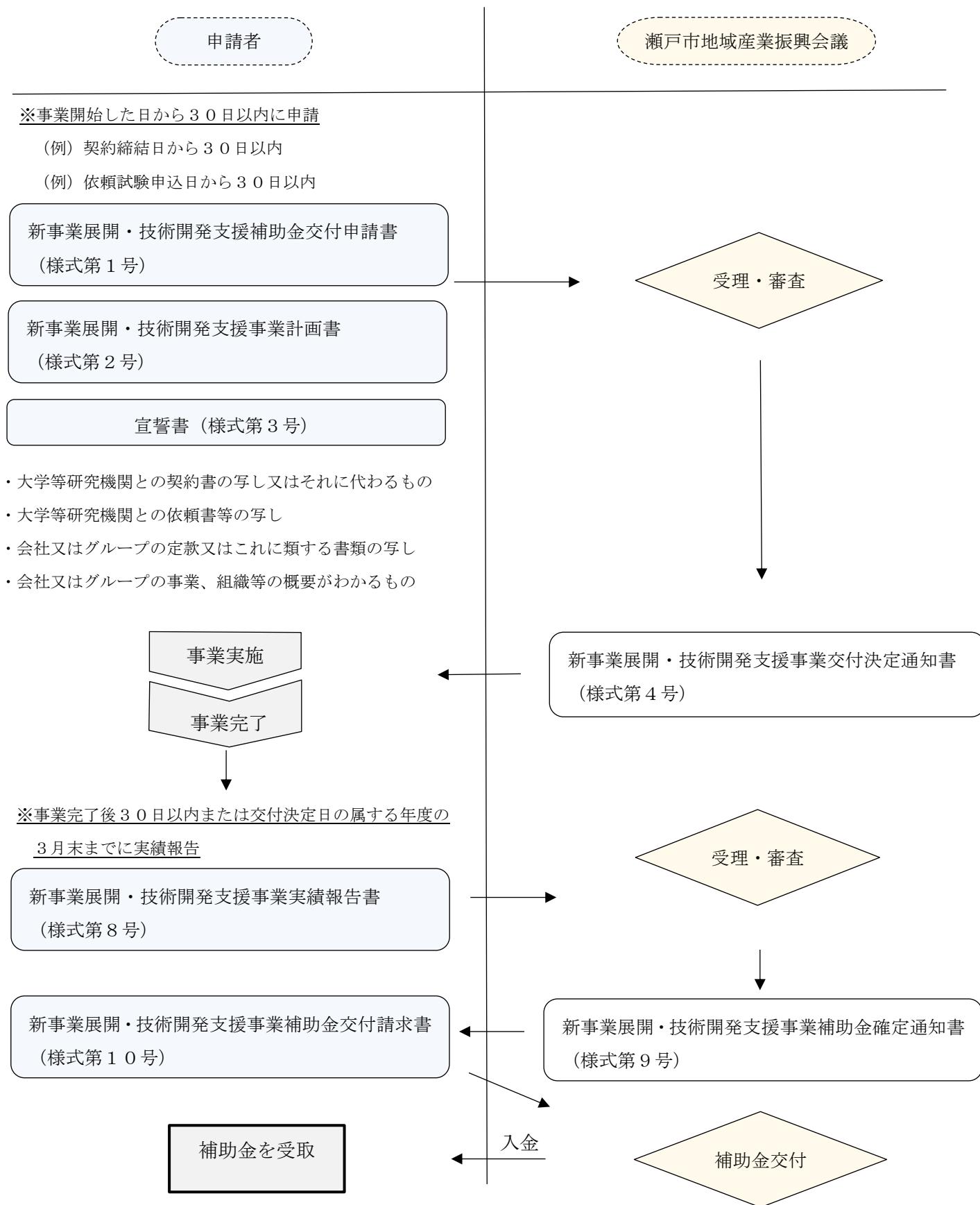
対象経費の2分の1（上限額は次のとおり）

- ・研究機関等との契約に基づき連携して実施する事業 上限30万円
- ・研究機関等との契約を有しない依頼試験等 上限10万円

※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

◆補助金交付に係る手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

◆補助金交付に係る手続きの流れ



■お問い合わせ先
 瀬戸市地域産業振興会議(事務局：瀬戸市経済文化部商工観光課 瀬戸蔵3階)
 0561-88-2651